

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言発出に伴う保育所等の対応及び保護者への一層の登園自粛要請等の
取り扱いの延長について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、緊急事態宣言の下での保育所等の対応について、「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日こ保運第127号）及び「保護者への一層の登園自粛要請等について」（令和2年4月21日事務連絡）により、各施設や保護者の皆様に御対応いただいているところです。

緊急事態宣言の対象期間は令和2年5月6日までとなっておりますが、4月28日時点においても、緊急事態宣言の延長または解除の方向性については明らかになっておらず、国の決定やそれを受けた県からの要請が5月の連休中になる可能性があります。

そこで、本市としては、大型連休明け直後の保育所等の安定的な運営を確保するためにも、5月7日（木）以降の対応の方向性をお知らせいたします。

1 緊急事態宣言の期間が延長となった場合

現状の対応を継続し、保育所等を開所しながら、保護者の登園自粛を継続します。

2 緊急事態宣言が解除された場合

政府の緊急事態宣言の解除の判断に関わらず、「緊急事態宣言発出に伴う保育所等の対応について」及び「保護者への一層の登園自粛要請等について」に基づく取り扱いを、令和2年5月7日（木）から10日（日）まで、延長します。

なお、5月11日（月）以降の保育所等の対応等については、政府の判断等を踏まえ、5月7日の週に改めてお知らせします。

併せて、今後の情報はメール等でもご連絡しますが、確実にご対応いただくため、市のホームページも随時ご確認ください。【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

【添付資料】

保護者の皆様への配布資料 「保育所等への一層の登園自粛要請についての延長について」
（保護者の皆様への配布資料の日付については、各園でご記入ください。）

【参考資料】

- 「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日こ保運第127号）
- 「保護者への一層の登園自粛要請等について」（令和2年4月21日事務連絡）

<担当連絡先>	
保育・教育運営課	
【園児の預かりについて】	【延長保育について】
【利用料について】	【横浜保育室について】
【給付費・委託費について】	671-3564
【一時保育事業について】	671-0255
	671-0202/0204
	671-0234
保育・教育人材課	
【給食について】	671-2397
保育対策課	
【年度限定保育事業について】	671-4469

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等への一層の登園自粛要請についての延長について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

本市では、緊急事態宣言の下での保育所等の利用について、横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」により、保護者の皆様にもご協力をいただいているところです。

令和2年4月7日の政府による「緊急事態宣言」及び、神奈川県からの通知では、緊急事態宣言の対象期間は5月6日までとなっていますが、4月28日時点においても、緊急事態宣言の延長または解除の方向性については決定がなされていない状況です。

そこで、本市としては、大型連休明け直後に安定した保育所運営を行うために、5月7日（木）以降の対応の方向性をお知らせします。

保護者の皆様やお子様には、登園の自粛が続き、ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制しつつ、保育所等においてお子様をお預かりするための準備を整えるという趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

1 緊急事態宣言の期間が延長となった場合

現状の対応（※）に基づく取り扱いを継続します。

2 緊急事態宣言が解除された場合

政府の緊急事態宣言の解除の判断に関わらず、現状の対応（※）を令和2年5月7日（木）から10日（日）まで延長することとします。なお、5月11日（月）以降の保育所等の対応等については、政府の判断等を踏まえ、5月7日の週に改めてお知らせします。

※横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」

<参考：横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」の再掲>

【保護者の職業要件等】

（『特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針』の『社会生活を維持する上で必要な施設』に該当する職業）

園児の両親がともに下記職業要件に該当するなど、ご家庭での保育が困難な状況にある場合。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①医療関係従事者（医師、看護師、薬剤師、保健師等）</p> <p>②ライフラインを支える職の従事者（公共交通機関、水道、ガス、電気等）</p> <p>③福祉施設等の従事者（高齢者施設、障害者施設、保育所等）</p> <p>④生活必需物資販売施設等の従事者（卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア等）</p> <p>⑤その他社会生活を維持する上で必要な施設等の従事者（警察、消防、その他行政サービス、金融機関、運送関係等）</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※上記の職業要件に該当されている方についても、どうしても必要な日のみや時間短縮など必要最小限のご利用にさせていただきますようお願いいたします。

<担当連絡先>

保育・教育運営課：671-3564

こ保運第127号
令和2年4月8日

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。
保育・教育施設の職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、ご自身の体調管理にも気を使われながら日々の保育にあたられていることに心より御礼申し上げます。皆様のおかげで、園児、保護者が安心して過ごすことができていると思います。緊急事態宣言が発出され、今後も様々な対応をお願いすることになりますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、令和2年4月7日付で政府による「緊急事態宣言」が神奈川県等に出され、これを踏まえ、県において「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」（以下、実施方針）が示されました。

実施方針に基づき、県からは、「新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について」（令和2年4月7日 次育第1076号）において、市町村に対し、県内の保育所等については、今まで通り開所し、子どもの受入れを行っていただくようお願いする旨が示されました。

一方、4月7日付の国からの事務連絡では、緊急事態宣言後の保育所等の対応について、都道府県から保育所の使用の制限等が要請されていない場合においても、市町村は、保育の提供を縮小して実施することを検討するとされ、この場合には、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対し、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることなどが考えられると示されています。

県の基本的な考え方及び国の事務連絡を踏まえ、本市として、市内の保育所等（※）においては引き続き原則開園をお願いします。併せて、一層の感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な場合においては、期間中（令和2年4月8日から5月6日まで）保護者に登園を控えるようお願いすることとします。

※認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室

なお、その際の利用料等については、以下の通りの取り扱いとしますので、よろしくお願いいたします。

今後の情報はメール等でもご連絡しますが、確実にご対応いただくため、市のホームページも随時ご確認ください。【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

1 園児の預かりについて【令和2年4月8日～5月6日】

- (1) 保育所等は引き続き、開園をお願いしますが、ご家庭での保育が可能な保護者について園児の登園を控えるようお願いするとともに、期間中の登園の意向を把握するため、保護者の皆様に対し、別添「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」及び「緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード」を配布してください。

なお、今回のお願いは、市として、保護者の皆様へ協力をお願いするもので、保育の利用を制限するものではありません。保育の利用を希望する方については、これまでどおり、園児を預かっていただくようお願いいたします。

※年度限定保育事業・一時保育事業・休日（一時）保育事業についても同様としてください。

※虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭については、受け入れを原則としてください。なお、当該保護者が登園を控え、子どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児童相談所に連絡してください。

- (2) 施設の状況を迅速に把握し、保護者等からの問合せに的確に対応するため、令和2年4月10日（金）現在の園児の登園状況や「緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード」の提出状況を以下のページもしくはQRコードから報告してください。

【※切：令和2年4月13日（月）】



「保育・教育 感染症 横浜市」で検索

→「保育・教育施設における感染症対策について」ページ

ページ中ほど「新型コロナウイルス関連情報」横浜市からのお知らせ

「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」の直下のリンクからご入力ください。

2 利用料（保育料）について【令和2年4月8日～5月6日】

期間中に、登園を控えた園児の保護者に対しては、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。（認定こども園（3号）・地域型保育事業・横浜保育室・年度限定保育事業におかれましては、一旦は通常どおり利用料の徴収を行って頂き、後日発出する市からの通知に基づいて還付をお願いいたします。）

なお、各施設におかれましては、期間中の利用者の登園状況の記録を、お願いいたします。

3 給食について【令和2年4月8日～5月6日】

(1) 給食の実施

期間中についても原則通常通り給食を提供していただくよう、お願いします。

ただし、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、園の判断により、保護者の了解を得たうえで、昼食の持参をお願いすることも可能とします。

なお、その場合でも、おやつや延長保育の食事提供については、市販品を利用するなど、各園で対応をお願いします。

(2) 給食の提供を行わなかった場合の給食費の取扱い

園が実費徴収を行っている3歳から5歳児クラスについては、すでに発注した食材を含め実際にかかった費用が、保護者から徴収した金額と比較し大きく下回る場合は、保護者へ説明し理解を得た上で、差額の返還や他の実費への充当等を行ってください。その際は、保護者に書面等で説明してください。

例)

- ・差額を保護者へ返還する
- ・保護者に説明のうえ、再開後の食材の充実に充てる（デザート等）
- ・保護者に説明のうえ、その他食材費以外の実費徴収に充当する 等

4 延長保育について【令和2年4月8日～5月6日】

登園をしなかった園児の保護者から事前に延長保育料等を徴収している場合は、各園において登園しなかった期間の延長保育料等を返還していただきますようお願いいたします。また、家庭での保育が難しいことを理由に園児を預かった場合については、延長保育の利用が必要最小限となるよう保護者に利用を控えていただくようお願いしてください。なお、延長保育事業にかかる助成費は通常通り支給します。

5 給付費・委託費等及び職員の給与について

園児の登園や職員の配置状況に関わらず、給付費・委託費等の支給は通常通り行います。また、職員（常勤・非常勤を問わず）の給与に関しても、給付費・委託費等が通常通り支給されることを前提に、今月に予定されていた勤務表に基づいた給与をお支払いください

※年度限定保育事業・横浜保育室の助成金についても同様の取扱いとなります。

6 保育所等の体制について

登園する園児が一人もいない場合においても、最低1名の職員は配置を行うか、確実に連絡が取れる連絡先を明示するなど、保護者や市からの連絡が取れる体制をとってください。また、保育が必要になる園児が急に発生することも想定し、保育士を輪番で自宅待機させるなどの体制をとってください。

7 問合せについて

電話でのお問合せが非常に多いことが想定されるため、電子申請システムでお問合せを受け付けます。毎日17時を目安に、回答を市ホームページ上に掲載いたします。電子申請システムは、以下のページもしくはQRコードからアクセスしてください。

「保育・教育 感染症 横浜市」で検索
→「保育・教育施設における感染症対策について」ページ
ページ中ほど「新型コロナウイルス関連情報」横浜市からのお知らせ
「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」
の直下のリンクからご入力ください。



8 添付資料

- (1) 保護者の皆様への配布資料
 - ・「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」
 - ・「緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード」
- (2) 神奈川県からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について」（令和2年4月7日 次育第1076号）
- (3) 厚生労働省からの事務連絡「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日）

<担当連絡先>

保育・教育運営課

【園児の預かりについて】	671-3564
【利用料について】	671-2709 (4/20～)671-0255
【延長保育について】	671-4464 (4/20～)671-3564
【給付費・委託費について】	671-4466(4/20～)671-0202/0204
【一時保育事業について】	671-3711 (4/20～)671-0234
【横浜保育室について】	671-3564

保育・教育人材課

【給食について】	671-2397
----------	----------

保育対策課

【年度限定保育事業について】	671-4469
----------------	----------

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

緊急事態宣言の発出に伴う保育所等*の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日付で政府による「緊急事態宣言」が神奈川県に出されました（期間：令和2年4月8日から5月6日まで）。神奈川県知事からは、「県民の外出の自粛」が要請されていますが、保育所等の使用制限等は要請されていません。

市内の保育所等は原則開園とし、保育が必要な方については、引き続き保育所等を利用していただけますのでご安心ください。

一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、ご家庭等での保育が可能な場合には、令和2年4月9日から5月6日までの期間の登園や延長保育の利用を控えていただくなど、ご協力をお願いします。

つきましては、期間中の登園の意向を把握し、園での保育の体制を整えるため、別添の「保育意向確認カード」を園に提出してください。

なお、その際の利用料等については、以下のとおりの取扱いをしますので、よろしくをお願いします。

※保育所等：認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室

1 登園をしなかった場合の利用料（保育料）について

緊急事態宣言の対象期間が令和2年4月8日から5月6日であることから、この期間中に登園をしなかった園児の利用料（保育料）については、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。手続き等の詳細は別途お知らせします。

2 給食について

期間中についても原則通常通り給食を提供します。

ただし、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、その場合でも、おやつ、延長保育での食事提供は各園で対応します。

※給食を提供しない場合の給食費の取り扱いについては、後日各園からお知らせする予定です。

3 その他

園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

感染症対策のため通常よりも保育士等に負担がかかっている状況も踏まえ、ご協力をお願いします。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課

【園児の預かりについて】 671-3564

【利用料について】 671-2709 (4/20～)671-0255

【延長保育について】 671-4464 (4/20～)671-3564

保育・教育人材課

【給食について】 671-2397

保育対策課

【年度限定保育事業について】 671-4469

事務連絡
令和2年4月21日各保育・教育施設設置者様
施設長様

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課長

保護者への一層の登園自粛要請等について

1 保護者への登園自粛要請について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

4月7日の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が出された後も、感染拡大が続いており、市内の保育所等においても新型コロナウイルス感染症の陽性となる関係者が出るなど、保育所等への影響も出てきています。

本市では、これまでも保護者の皆様に対して、ご家庭で保育が可能な場合には、登園を控えていただくようお願いをしておりますが、保育所等での感染を防止し、社会全体での流行を食い止めるためにも、これまで以上に登園を自粛していただくよう要請することとしました。

つきましては、別紙の保護者の皆様へのお知らせを配布いただくようお願いいたします。なお、お知らせにつきましては、既に登園を控えている保護者の方にお渡しいただく必要はありませんので、各園で適宜必要な方にお渡しください。

また、政府からも外出禁止により接触機会を8割削減していくという目標も出されていることから、今回お示しする保護者の職業要件に当てはまる場合においても、ご家庭で保育が可能な日については、登園の自粛や、できるだけ登園時間を短くするようお願いしてください。

なお、お示しする職業要件に当てはまらない方で業務につく必要がある場合や、福祉的要件で保育が必要な場合などについては、個別に保護者の方とご相談、あるいは区役所とも調整していただくようお願いいたします。

【添付資料】 保護者の皆様への配付資料

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」

2 日曜日、大型連休時等の連絡について

保育所等の関係者（職員・在園児・保護者）については、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や陽性となった場合について、ご本人から園にご連絡をいただき、園から各区にご連絡をいただくようお願いしています（令和2年4月17日付「保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等について」（保育・教育運営課長通知））。日曜日や大型連休に備え、保護者等に対して園の緊急連絡先をご案内している園もあるかと思いますが、休み中に連絡が取れない園については、休み明けの連絡により急な対応が必要となることも想定されます。

そこで、日曜日や大型連休の際に当該事案が発生した場合に、必要に応じて保健所等からの連絡を希望する園については、各園の連絡先を各区に集約させていただきたいと思っております。

別紙の連絡様式を使い、保育実施日以外で確実に連絡が取れる連絡先及び担当者を記載し、各区子ども家庭支援課にFAXでご連絡いただくようお願いいたします。

なお、ご提供いただいた連絡先については、新型コロナウイルスへの対応の際の連絡のみに使用させていただき、それ以外の目的では使用いたしません。

<担当連絡先>

保育・教育運営課：671-3564

令和2年4月 日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 保育所等の一層の登園自粛要請について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日に政府による「緊急事態宣言」及び、神奈川県からの通知を受け、本市においても令和2年4月8日付「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」で、ご家庭での保育が可能な場合には、登園を控えていただくよう、協力をお願いをさせていただきました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が止まる気配を見せず、保育所等においても新型コロナウイルスの陽性となる関係者が出る状況となっています。これまでも保育所等においては、感染拡大防止に向けて可能な対応はとっていますが、保育という業務の性質上、いわゆる「3密」（「密閉」「密集」「密接」）をなくすことは困難であり、皆様に自粛いただくことで、特に密集状態の改善を図ることができると考えています。社会全体の感染拡大を食い止めるためにも、保護者の皆様にもご協力いただき、これまで以上に登園を自粛していただくよう、改めてお願いいたします。

これを踏まえ、登園自粛をお願いする期間について、保育の対象とする方の保護者の職業要件について、具体的にお示しいたします。なお、お示しする職業に当てはまらない場合などで、真に保育が必要である場合については、個別に各園にご相談ください。

（各園には、個別相談への対応を依頼しています。）

保護者の皆様やお子様にも、ご不便や様々な制限をお願いすることとなりますが、新型コロナウイルスの拡大を抑制し、早期の収束を目指すという趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

【保護者の職業要件等】

（「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」の『社会生活を維持する上で必要な施設』に該当する職業）
園児の両親がともに下記職業要件に該当するなど、ご家庭での保育が困難な状況にある場合。

- ①医療関係従事者（医師、看護師、薬剤師、保健師等）
- ②ライフラインを支える職の従事者（公共交通機関、水道、ガス、電気等）
- ③福祉施設等の従事者（高齢者施設、障害者施設、保育所等）
- ④生活必需物資販売施設等の従事者（卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア等）
- ⑤その他社会生活を維持する上で必要な施設等の従事者（警察、消防、その他行政サービス、金融機関、運送関係等）

※上記の職業要件に該当されている方についても、どうしても必要な日のみや時間短縮など必要最小限のご利用にさせていただきますようお願いいたします。

<担当連絡先>

保育・教育運営課：671-3564